

農業振興地域整備計画の全体見直しについて

町では、「幕別町農業振興地域整備計画（農振計画）」の全体見直しを進めていますが、新年度の補助事業を活用した農業用施設の建設等に対応するため、次の期間に限り、用途の変更や農用地区域からの除外の申し出を受付けます。

申出受付期間経過後は、全体見直し終了までの間、受付けを休止しますので、平成 28 年中に農業用倉庫や農家住宅等の建設を予定されている方はお早目にご相談ください。

- ◆申 出 受 付 期 日 平成 28 年 2 月 1 日（月）から平成 28 年 5 月 10 日（火）まで
- ◆申出受付休止期間（予定） 平成 28 年 5 月 11 日（水）から全体見直し完了まで
- ◆問 い 合 わ せ 先 幕別町経済部農林課農政係（TEL54-6605）
- ◆そ の 他 全体見直しは、平成 28 年 12 月に完了予定としていますが、期間に変更が生じた場合等につきましては、「広報まくべつ」等でお知らせいたします。

農振(のうしん)って何ですか？

農業振興地域または農業振興地域制度を略して、農振（のうしん）と呼んでいます。

農業振興地域とは、長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域として北海道が指定する地域で、幕別町では、市街地を除くほぼ全域が農業振興地域に指定されています。

また、この地域は、総合的に農業の振興を図ることを目的としており、この目的に沿った計画が「幕別町農業振興地域整備計画書（農振計画）」であり、幕別町が策定、見直しするものです。

農用地区域って何ですか？

農業振興地域の中で、おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべきとされる土地として「農用地区域」を定めています。

農業者の方が耕作している畑も農用地区域に設定されています。このほか、農業用施設用地や採草放牧地も同様です。

土地改良事業の実施や補助事業の実施等、農業振興に必要な各種施策は、農用地区域に設定されていることが条件になります。

